

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年4月28日（平成28年（行情）諮問第344号）

答申日：平成29年1月24日（平成28年度（行情）答申第672号）

事件名：社会保障・税番号制度に係る「情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務」の基本設計に係る納入成果物の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる15文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月8日付け閣副第79号により内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

平成28年1月1日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号（以下「マイナンバー」と呼ぶ。）の運用が開始され、さまざまな行政手続で使われるようになった。一方で国民の間には、事故により個人情報流出するのではないかと懸念が表明されている。実際に、運用開始から間がないのに、すでに次のような事故が発生している。

- ・ 各地の自治体で、マイナンバー通知カードの誤配送が散発した。（運用前）
- ・ 地方公共団体情報システム機構で断続的に不具合が発生し、マイナンバーカードの発行ができなくなった。
- ・ 特定事業者が国の通知に反し、マイナンバーを本人確認の用途に使用した。
- ・ 特定市Aと特定市Bに在住の別の男性に、同一のマイナンバーを発行（マイナンバー自体の不具合ではないが、運用に影響のおそれ）

主権者たる国民は「マイナンバーシステムが適切に運用されるか否か」を評価する当然の権利を持っている。人が運用するシステムにミスはつきものにせよ、事故時のリスク評価を行い重大インシデントが発生しないようにすることはシステム運用上の必須事項であり、設計の概要を知ること

はそのための大前提である。

また、今日の情報工学の教えるところによれば、情報の安全は適切な秘匿化・暗号化を行い、暗号化キーを開示しないことによって担保されるべきものであって、設計を秘匿することはセキュリティの基本要件を満たさないものとされている（ケルクホフスの原理「the enemy knows the system」）。本件不開示決定にある「公にすることにより、システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがある」は理由を欠く。

以上から、本件不開示決定は、（１）主権者たる国民の「知る権利」を奪う点でも、（２）セキュリティ要件たり得ないという点でも、不適切である。

第3 諮問庁の説明

1 理由説明書

（１）本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「社会保障・税番号制度に係る「情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務」の基本設計に係る納入成果物一式」の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法5条4号に該当することを理由に原処分を行ったところ、審査請求人から原処分の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

（２）本件対象文書について

本件対象文書は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、行政機関間の特定個人情報に係る情報連携の中核を担うシステムである情報提供ネットワークシステム及び監視・監督システム（以下「情報提供ネットワークシステム等」という。）の基本設計工程において受託事業者から納品された成果物であり、当該システムの業務の流れ、セキュリティ対策をはじめとしたシステムの構成、仕様、機能等の重要事項が記された文書である。

（３）原処分の妥当性について

情報提供ネットワークシステム等は、多数の国の機関や全ての地方公共団体等と接続される大規模なシステムであることに加え、取り扱う情報が日本国の住民の特定個人情報であることを考慮すると、セキュリティ対策をはじめとしたシステム設計内容の開示に当たっては、万が一の事態も想定した上で慎重に対応を検討することが必要である。

また、セキュリティ対策技術が日々陳腐化する一方で、企業、政府機関等を標的としたサイバー攻撃が高度化・巧妙化している状況を踏まえ、本件対象文書を開示することにより、次の事態を引き起こすおそれがある。

ア 業務の流れ、セキュリティ対策をはじめとした情報提供ネットワー

クシステム等の構成、仕様、機能等が明らかになることで、情報提供ネットワークシステム等に不正アクセス等を試みようとする者に対し、本件対象文書を基にして攻撃対象、攻撃方法等の具体的検討を助長することにつながり、ひいては不正アクセス等の違法行為を惹起することが容易になる。

イ 情報提供ネットワークシステム等への不正アクセスを企図している者に加え、その他のコンピュータシステムへ不正アクセスを行おうとする者に対しても、関心と呼び、明確な目的意識を芽生えさせることにもなりかねず、結果として情報提供ネットワークシステム等への不正アクセスが増加し、システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれが高まる。

ウ ア及びイの結果として情報提供ネットワークシステム等に係る情報の改ざん、破壊、流出、プログラムの改変等の不正行為を行うことを容易にし、あるいは誘発するおそれがあり、このようなことが起きた場合の社会的影響は図り難いものとなる。また、不正アクセスが成功しない場合でも、例えば通信容量をあふれさせる攻撃を受ける機会が増加し、正常な通信が不通となり、システムの安定稼働を損なうなどの影響を受けるおそれが高まる。

エ 日本国の住民の個人情報に係るシステムの基本設計という重要情報を開示することで、マイナンバー制度そのものの安全・安心の確保に対する国民の信用が低下するとともに、情報流出の不安を助長することにつながる。

なお、本件対象文書は複数の文書により構成されているが、実際のシステム設計に直結したものであり、「公にすることにより犯罪の予防、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」文書に全てが該当するため、不開示情報に該当しない部分を区別することはできない。

以上の理由により、「公にすることにより犯罪の予防、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」ことから、当該文書は法5条4号に該当する不開示情報に該当するため、当該文書を不開示としたことは妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分について、

平成28年1月1日より、マイナンバーの運用が開始され、さまざまな行政手続で使われるようになった。一方で国民の間には、事故により個人情報が流出するのではないかとといった不安や、番号を通じて行政府が個人情報の不適切な扱いをするのではないかとといった懸念が表明され

ている。実際に、運用開始から間がないのに、すでに次のような事故が発生している。

- ・ 各地の自治体で、マイナンバー通知カードの誤配送が散発した。
(運用前)
- ・ 地方公共団体情報システム機構で断続的に不具合が発生し、マイナンバーカードの発行ができなくなった。
- ・ 特定事業者が国の通知に反し、マイナンバーを本人確認の用途に使用した。
- ・ 特定市Aと特定市Bに在住の別の男性に、同一のマイナンバーを発行(マイナンバー自体の不具合ではないが、運用に影響の恐れ)

主権者たる国民は「マイナンバーシステムが適切に運用されるか否か」を評価する当然の権利を持っている。人が運用するシステムにミスはつきものにせよ、事故時のリスク評価を行い重大インシデントが発生しないようにすることはシステム運用上の必須事項であり、設計の概要を知ることはそのための大前提である。

また、今日の情報工学の教えるところによれば、情報の安全は適切な秘匿化・暗号化を行い、暗号化キーを開示しないことによって担保されるべきものであって、設計を秘匿することはセキュリティの基本要件を満たさないものとされている(ケルクホフスの原理「the enemy knows the system」)。本件不開示決定にある「公にすることにより、システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがある」は理由を欠く。

以上から、本件不開示決定は、(1)主権者たる国民の「知る権利」を奪う点でも、(2)セキュリティ要件たりえないという点でも、不適切である。

ことを理由に、原処分取消しを求めている。

しかしながら、上記3のとおり、原処分において不開示とした情報は法5条4号に該当することから、審査請求人の主張は認められない。

「(1)主権者たる国民の「知る権利」を奪う点」については、本件対象文書を開示することにより、上記(3)で記載したような様々な事態を誘発し、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがある以上、当該システムの重要事項が記載された本件対象文書を一般に開示することは適切ではない。

「(2)セキュリティ要件たりえないという点」については、不正なアクセスが成功しないよう万全を尽くすことは当然であるが、審査請求人が主張するように情報の安全を暗号化キーを開示しないことによっても最終的に担保するのではなく、その他の重要事項についても公にしないことが、さらなる情報の安全を図ることにつながるものであり、

「設計を秘匿することはセキュリティの基本要件を満たさない」とする審査請求人の主張は妥当性を欠く。

(5) 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条4号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分維持が適当であると考えます。

2 補充理由説明書

平成28年(行情)諮問第344号に係る補充理由説明事項等について、下記のとおり説明する。

(1) 本件対象文書を構成する15文書の名称について

別紙のとおり

(2) 15文書それぞれの不開示理由について

ア 文書1(UI規約)

文書1は、情報提供ネットワークシステム等(以下「本システム」という。)の画面、帳票といったユーザインタフェースの統一化をはかるための仕様を規約としてまとめたものである。

このうち、別表1の文書1に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムのユーザインタフェース設計に係る技術的事項が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、ユーザインタフェースからどの部分を攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、当該者による本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 文書2(コード規約)

文書2は、本システムのソフトウェア開発プロジェクトにおいて、業務、機能を識別するためのID付与ルールを規約としてまとめたものである。

このうち、別表1の文書2に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの業務、機能に係る内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能内容からどの部分を攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、当該者による本システムへの侵

入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 文書3（画面設計書兼機能概要設計書（画面系機能））

文書3は、本システムで用いる画面（本システムで用いる画面は、システム運用者が操作する画面のみである。）について、画面構成、画面項目、画面遷移及び画面で実行するアクション等、画面の設計及び当該画面で実現する機能概要を示すものである。

このうち、別表1の文書3に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの画面に関する技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム画面及び機能内容からどの部分を攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 文書4（帳票概要設計書）

文書4は、本システムで用いる各種帳票類のイメージ、レイアウト、帳票上の各項目を示すものである。

このうち、別表1の文書4に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの帳票設計に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、帳票設計からシステム機能を推測されどの部分を攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 文書5（要件定義書（業務編））

文書5は、本システムで実現する範囲を明確化し、システム化に当たっての前提条件等を示すものである。

このうち、別表1の文書5に掲げる部分を新たに開示することとする。

る。

他方、その余の部分については、本システムの機能設計に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能から判断しどのように攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 文書6（機能概要設計書（制御系機能））

文書6は、本システムで実現する機能について機能名、機能概要、業務フローとの対応及び各機能の処理内容を示すものである。

このうち、別表1の文書6に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの機能設計に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能から判断しどのように攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

キ 文書7（テーブル定義書）

文書7は、本システムで用いるテーブルについて、テーブル名、概要説明、データ件数、テーブル項目名、データ型等を示すものである。

このうち、別表1の文書7に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムのテーブル設計に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなテーブルが存在し、どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の

不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ク 文書 8 (データ概要設計書)

文書 8 は、本システムで用いるデータ項目について、項目名、データ型、項目説明を示すものである。

このうち、別表 1 の文書 8 に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムのデータ設計に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなデータが存在し、どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法 5 条 4 号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ケ 文書 9 (ファイル概要設計書)

文書 9 は、本システムで用いるファイルについて、ファイル名、ファイル説明、入出力の契機、対応帳票名、ファイル上の項目名及び形式を示すものである。

このうち、別表 1 の文書 9 に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムのファイル設計に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなファイルが存在し、どのような入出力がされるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法 5 条 4 号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

コ 文書 10 (CRUD図)

文書 10 は、本システムの機能ごとに各テーブルに対する操作(生成、読取り、更新、削除)を示すものである。

このうち、別表 1 の文書 10 に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムのテーブル操作に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのような

テーブルが存在し，どのような契機で情報操作がされるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり，本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから，法5条4号の不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

サ 文書11（セキュリティ概要設計書）

文書11は，本システムを構成する各機能で実現するセキュリティ対策を設計するにあたり基準として，設計の進め方，情報資産の抽出と評価，脅威分析及び対策を示すものである。

このうち，別表1の文書11に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方，その余の部分については，本システムのセキュリティ設計に係る技術的内容が記載されているところ，これを公にすると，本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合，侵入・破壊方法・手段を具体化する上での直接手掛かりとなり，本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから，法5条4号の不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

シ 文書12（外部インターフェイス仕様書）

文書12は，本システムが外部のシステムと連携して実現する機能について，システム間連携を行うに当たり必要な，外部インターフェイス仕様，通信仕様，電文仕様を示すものである。

このうち，別表1の文書12に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方，その余の部分については，本システムの外部システムとの連携に係る技術的内容が記載されているところ，これを公にすると，本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合，外部システムとの連携が明らかとなる等の，侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり，本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから，法5条4号の不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

ス 文書13（システム基盤概要設計書）

文書13は，本システムの基盤に係る業務や運用の各種処理方式，システム構成，データ配置等の設計を行うことを目的に，システム

構成，システム基盤，業務・運用処理方式を示すものである。

このうち，別表１の文書１３に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方，その余の部分については，本システム基盤に係る技術的内容が記載されているところ，これを公にすると，本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合，システム基盤がどのようになっているか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり，本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから，法５条４号の不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

セ 文書１４（コード設計書）

文書１４は，本システムで用いる各種コード名，説明，型桁，コード値を示すものである。

このうち，別表１の文書１４に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方，その余の部分については，本システムで用いるコードに係る技術的内容が記載されているところ，これを公にすると，本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合，どのようなコードが存在し，どのようなデータが格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり，本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから，法５条４号の不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

ソ 文書１５（用語の定義）

文書１５は，本システム設計・開発で使用する用語の説明を示すものである。

このうち，別表１の文書１５に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方，その余の部分については，本システムで用いる用語が記載されているところ，これを公にすると，本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合，用語から本システムが装備する機能が想定され，侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり，本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関

の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月16日 審議
- ④ 同年9月12日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月29日 審議
- ⑥ 平成29年1月13日 審議
- ⑦ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「社会保障・税番号制度に係る「情報提供ネットワークシステム等の設計・開発業務」の基本設計に係る納入成果物一式」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書として、別紙に掲げる15文書を特定し、その全部を法5条4号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、別表1に掲げる部分について新たに開示としているが、その余の不開示部分（以下「不開示維持部分」という。）については、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書1（UI規約）について

当審査会において文書1を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムの画面要素、画面遷移、帳票出力形式等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、ユーザインタフェースからどの部分を攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、これを公にすると、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書2（コード規約）について

当審査会において文書2を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムにおける業務、機能ごとのID付与ルール、付与例等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能内容からどの部分を攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)と同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書3(画面概要設計書兼機能概要設計書(画面系機能))について

当審査会において文書3を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムで用いる画面の、画面構成、画面項目、画面遷移、画面で実行するアクション等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム画面及び機能内容からどの部分を攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)と同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書4(帳票概要設計書)について

当審査会において文書4を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムにおける機能の名称、管理者が取り扱うデータの単位、形式、所在等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能を推測され、どの部分を攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)と同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 文書5(要件定義書(業務編))について

当審査会において文書5を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムのシステム化の前提条件、業務要件、機能要件、画面要件、帳票要件、データ要件、外部インターフェイス要件等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公

にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能から判断しどのように攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）と同様の理由から、法 5 条 4 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（６）文書 6（機能概要設計書（制御系機能））について

当審査会において文書 6 を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムの各種機能の名称、概要、フロー、処理内容等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能から判断しどのように攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）と同様の理由から、法 5 条 4 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（７）文書 7（テーブル定義書）について

当審査会において文書 7 を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムにおける各テーブルの名称、種別、データ形式等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなテーブルが存在し、どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）と同様の理由から、法 5 条 4 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（８）文書 8（データ概要設計書）について

当審査会において文書 8 を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムにおいて用いる各データの名称、説明、型等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなデータが存在し、どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）と同様の理由から、法

5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(9) 文書9 (ファイル概要設計書) について

当審査会において文書9を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムにおいて用いる各ファイルの名称、説明、入出力の契機等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなファイルが存在し、どのような入出力がされるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)と同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(10) 文書10 (CRUD図) について

当審査会において文書10を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムの各テーブルの名称及びそれらに対し行うことができる操作(生成、読取り、更新及び削除)の内容が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなテーブルが存在し、どのような契機で情報操作がされるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)と同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(11) 文書11 (セキュリティ概要設計書) について

当審査会において文書11を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムのセキュリティ設計の進め方、情報資産の抽出と評価、脅威分析、対策等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での直接の手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)と同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(12) 文書12 (外部インターフェイス仕様書) について

当審査会において文書12を見分したところ、その不開示維持部分のうち、別表2の文書12に掲げる部分を除く部分には、本システムと外部システムとの連携に関するインターフェイス、通信、電文、ファイル

の仕様等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、外部システムとの連携が明らかとなる等、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）と同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

他方、別表２の文書１２に掲げる部分には、本システムと外部システムとの連携に関するインターフェイス、通信、電文、ファイルの仕様等が具体的に記載されているとは認められず、これを公にしても、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、法５条４号に該当せず、開示すべきである。

（１３）文書１３（システム基盤概要設計書）について

当審査会において文書１３を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムの構成、業務処理方式、システム基盤要件実現方式、運用処理方式、運用保安全管理方式等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム基盤がどのようになっているか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）と同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（１４）文書１４（コード設計書）について

当審査会において文書１４を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムで用いるデータの種類や状態を識別するために付与するコードの名称、説明、型桁、コード値等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなコードが存在し、どのようなデータが格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）と同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(15) 文書15 (用語の定義) について

当審査会において文書15を見分したところ、その不開示維持部分のうち、別表2の文書15に掲げる部分を除く部分には、本システムが装備する機能を推測し得る用語等が記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、用語等から本システムが装備する機能が想定され、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)と同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

他方、別表2の文書15に掲げる部分には、本システムが装備する機能を推測し得る用語等が記載されているとは認められず、これを公にしても、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、法5条4号に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条4号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は同号に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表2に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

本件対象文書

文書 1	UI 規約
文書 2	コード規約
文書 3	画面概要設計書兼機能概要設計書（画面系機能）
文書 4	帳票概要設計書
文書 5	要件定義書（業務編）
文書 6	機能概要設計書（制御系機能）
文書 7	テーブル定義書
文書 8	データ概要設計書
文書 9	ファイル概要設計書
文書 10	CRUD図
文書 11	セキュリティ概要設計書
文書 12	外部インターフェイス仕様書
文書 13	システム基盤概要設計書
文書 14	コード設計書
文書 15	用語の定義

別表 1

文書	諮問庁が新たに開示している部分
1	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・目次（ただし、4章を除く。） ・「はじめに」の部分（1章） ・「UI画面設計方針」の部分（2章） ・「目次（ただし、4章を除く。）」に対応する本文中の項目名 ・ヘッダー及びフッターの記載部分
2	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴 ・目次 ・「はじめに」の部分（1章） ・「目次」に対応する本文中の項目名 ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・2章の表の表頭 ・2章の上表の「システム名」欄、「作成者」欄、「作成日」欄、「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容
3	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・フッターの記載部分 ・表の表頭 ・上表の「システム名」欄、「作成者」欄、「作成日」欄、「更新者」欄、「更新日」欄、「版数」欄及び「版番号」欄の記載内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・表の表頭 ・上表の「システム名」欄、「作成者」欄、「作成日」欄、「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容 ・下表の「出力様式」欄、「用紙サイズ」欄、「フォント」欄及び「表示属性」欄の記載内容
5	<p>〔本編及び別紙の共通部分〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし、「変更箇所」欄及び「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・目次

	<ul style="list-style-type: none"> ・「目次」に対応する本文中の項目名 ・「凡例」の部分（9章） ・表の表頭 ・ヘッダー及びフッターの記載部分 <p>〔本編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はじめに」の部分（1章） ・「2. 1 システム構成とシステム化範囲」の部分 <p>〔別紙〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本書の位置付け」の部分
6	<p>〔本編（別紙を除く。）及び符号生成・提供業務編（別紙を除く。）、本編の別紙、符号生成・提供業務編の別紙、別紙①及び別紙②の共通部分〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・表の表頭 ・ヘッダー及びフッターの記載部分 <p>〔本編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更履歴（ただし、「変更箇所」欄及び「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・目次 ・「目次」に対応する本文中の項目名 <p>〔符号生成・提供業務編（別紙を除く。）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更履歴（ただし、「変更箇所」欄及び「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・目次 ・「目次」に対応する本文中の項目名 <p>〔本編の別紙〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・上表の「システム名」欄、「作成者」欄、「作成日」欄、「更新者」欄、「更新日」欄及び「版番号」欄の記載内容 <p>〔符号生成・提供業務編の別紙〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） <p>〔別紙①及び②〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新履歴 ・上表の「システム名」欄、「作成者」欄、「作成日」欄、「更新者」欄、「更新日」欄及び「版番号」欄の記載内容
7	<p>〔本編及び符号生成・提供業務編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 「本書の位置付けについて」の部分 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄，「更新日」欄及び「版番号」欄の記載内容 ・ 更新履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。）
8	<p>〔本編及び符号生成・提供業務編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 「本書の位置付けについて」の部分 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄，「更新日」欄及び「版番号」欄の記載内容 ・ 更新履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。）
9	<p>〔本編及び符号生成・提供業務編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 「本書の位置付けについて」の部分 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄，「更新日」欄及び「版番号」欄の記載内容 ・ 更新履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。）
10	<p>〔本編及び符号生成・提供業務編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄，「更新日」欄及び「版番号」欄の記載内容
11	<p>〔本編及び別紙1から7の共通部分〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 <p>〔本編〕</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 目次 ・ 「目次」に対応する本文中の項目名 ・ 「まえがき」の部分（1章（ただし，1. 1から1. 3に限る。）） <p>〔別紙1，2及び4〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更履歴（ただし、「変更箇所」欄及び「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 「各項目の説明」の部分 <p>〔別紙3〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更履歴（ただし、「変更箇所」欄及び「変更内容」欄の記載内容を除く。） <p>〔別紙5〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） <p>〔別紙6及び7〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更履歴
1 2	<p>〔本編及び別紙①から⑥の共通部分〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 <p>〔本編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更履歴（ただし、「変更箇所」欄及び「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 目次 ・ 「目次」に対応する本文中の項目名 ・ 「はじめに」の部分（1章（ただし，1. 1から1. 3に限る。）） ・ 「1. 4 用語の定義」のうち，「インターフェイスシステム」，「情報照会者」，「情報提供者」，「情報提供等記録」，「情報提供等記録開示システム」，「情報提供ネットワークシステム」，「情報提供ネットワークシステム等」，「特定個人情報」及び「特定個人情報名」の用語とその説明の部分 ・ 「補足事項」の部分（7章） <p>〔別紙①から⑤〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更新履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄，「更新日」欄及び「版番号」欄の記載内容

	<p>〔別紙⑥〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。）
1 3	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし、項番2の「変更者」から「変更内容」の部分及び「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・目次 ・「目次」に対応する本文中の項目名 ・「はじめに」の部分（1章） ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・表の表頭
1 4	<p>〔本編及び符号生成・提供業務編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・「本書の位置付けについて」の部分 ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・表の表頭 ・上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄，「更新日」欄，「版番号」及び「版数」欄の記載内容
1 5	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴 ・目次 ・「目次」に対応する本文中の項目名 ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・表の表頭 ・「1. 1 用語の定義」のうち，「GPKI」，「LGPKI」，「LGWAN」，「アクセスログ」，「インターフェイスシステム」，「個人番号カード」，「最適化ガイドライン」，「情報照会者」，「情報提供者」，「情報提供等記録」，「情報提供等記録開示システム」，「情報提供ネットワークシステム」，「情報提供ネットワークシステム等」，「情報保有機関」，「政府共通ネットワーク」，「政府共通プラットフォーム」，「特定個人情報」，「特定個人情報保護委員会」及び「特定個人情報名」の用語とその説明の部分

別表 2

文書	開示すべき部分
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1. 4. 用語定義」のうち、「コアシステム」、「自己情報」、「事務」及び「中間サーバー」の用語とその説明の部分 ・ 「1. 4. 用語定義」のうち、「提供許可証」及び「符号」の用語の部分
1 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1. 1 用語の定義」のうち、「LGWAN-ASP」、「RLO」、「RPO」、「RTO」、「アプリケーションログ」、「移行対象システム」、「移行対象システム担当府省」、「インターフェイスシステム集約ASP」、「基本4情報」、「コアシステム」、「個人番号」、「自己情報」、「事務」、「証跡ログ」、「中間サーバー」、「特定個人情報保護評価」及び「非機能要求グレード」の用語とその説明の部分 ・ 「1. 1 用語の定義」のうち、「提供許可証」及び「符号」の用語の部分